

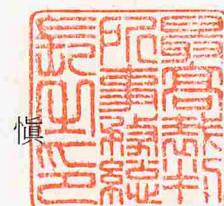
最高裁秘書第1629号

令和3年5月31日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書不開示通知書

4月4日付け（同月5日受付、第030035号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁判所は、憲法77条3項に基づき、下級裁判所に関する規則を定める権限を下級裁判所に委任していることが分かる文書（現在有効なもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書として、下級裁判所事務処理規則が考えられるところ、最高裁判所規則は、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第1の司法行政文書に該当せず、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）